

令和2年度福島県奨学資金《大学等入学一時金》Q&A (追加募集用)

《目次》

I 貸与について

- [Q 1] 大学等入学一時金と大学等奨学資金との違いを教えてください。
- [Q 2] 他の奨学金との併願や併用はできますか。
- [Q 3] いつ頃結果がわかりますか。また、いつ頃貸与されますか。
- [Q 4] 不合格により入学しなかった場合はどのようになりますか。
- [Q 5] 貸与金額は50万円より多く、または少なく変更できますか。
- [Q 6] 専修学校へ進学を希望している場合は対象となりますか。
- [Q 7] 県外の高校に通学していますが、申し込むことはできますか。

II 返還について

- [Q 8] 大学等入学一時金は、いつから、どのように返還するのですか。
- [Q 9] 大学等入学一時金と大学等奨学資金の両方を借りた場合は、どのように返還するのですか。

I 貸与について

- [Q 1] 大学等入学一時金と大学等奨学資金との違いを教えてください。
[A] 大学等入学一時金は、大学等合格後、入学前に50万円を一括で貸与する制度です。一方、大学等奨学資金は、大学等に入学後、毎月定額（国公立大3万5千円、私立大4万円、高専1万8千円）を貸与する制度です。
- [Q 2] 他の奨学金との併願や併用はできますか。
[A] 他の入学一時金（日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」、母子寡婦福祉資金の「就学支度資金」、生活福祉資金の教育支援資金のうち「就学支度費」等）との併願は可能ですが、併用はできません。また、採用内定後に辞退する場合は、辞退の届出が必要です。
なお、大学等入学一時金は、毎月定額で貸与される奨学金（日本学生支援機構奨学金や福島県の大学等奨学資金等）とは併用して構いません。
また、給付型奨学金については、併用して構いません。
- [Q 3] いつ頃結果がわかりますか。また、いつ頃貸与されますか。
[A] 選考結果は平成31年2月中旬までにお知らせします。採用内定となった場合、合格通知書の写しその他必要書類を提出していただき、その内容を確認後、平成31年3月末に一時金の貸与を行います。

[Q 4] 不合格により入学しなかった場合はどのようになりますか。

[A] 貸与することができません。また、入学一時金を貸与された後に、進路変更し入学しなかった場合、貸与した一時金は一括で返還していただきますのでご注意ください。

[Q 5] 貸与金額は50万円より多く、または少なく変更できますか。

[A] 変更はできません。50万円の定額となります。

[Q 6] 専修学校へ進学を希望している場合は対象となりますか。

[A] 対象となりません。日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」等の利用を御検討ください。

[Q 7] 県外の高校に通学していますが、申し込むことはできますか。

[A] 高校卒業（予定）の時点において福島県奨学生であった方は申し込むことができます。

II 返還について

[Q 8] 大学等入学一時金は、いつから、どのように返還するのですか。

[A] 大学等卒業の6カ月後からの4年間、半年賦（半年に1回の納付）で返還します。県教育委員会が送付する納入通知書により、金融機関窓口で納付していただきます。

[Q 9] 大学等入学一時金と大学等奨学資金の両方を借りた場合は、どのように返還するのですか。

[A] 合算はせず、それぞれを所定の期間内に半年賦で返還することとなります。

(例) 私立大学の場合

・借用金額

①大学等入学一時金	50万円	
②大学等奨学資金	192万円 (月4万×12月×4年間)	
	計	242万円

・返還スケジュール

①大学等入学一時金	返還期間4年 (8回)	
	66,000円×1回	
	62,000円×7回	
②大学等奨学資金		
	借用金額192万円の場合 返還期間15年 (30回)	
	64,000円×30回	
	計	242万円